

手 続 費 用 一 覧 表

R5.4 改訂

No.	手続類型	申立人	収入印紙 (円)	郵便切手 (円)	(切手内訳)	予納金 (円) <small>※上段は管財人引継分 ※下段は官報公告費用</small>
1	同時廃止	自然人 (自己)	1,500	1,008	84円 × 12枚 ※1	0 + 11,859
2	少額管財A (非招集型)	自然人 (自己)		3,800	100円 × 6枚 84円 × 35枚 10円 × 26枚 ※2	200,000 + 23,359
3	少額管財B (集会型)	自然人 (自己)	200,000 + 18,543			
4		法人 (自己)	1,000			200,000 + 14,786
5	通常管財 (集会型)	自然人 (自己)	1,500	6,020	500円 × 4枚 100円 × 6枚 84円 × 35枚 50円 × 4枚 10円 × 26枚 5円 × 2枚 1円 × 10枚 ※3	下記の「通常管財 予納金基準表」を もとに、債務者の 財産状況等、様々 な事情を考慮し て、裁判官が個別 に算定する金額 に、官報公告費用 を加えたもの
6		法人 (自己)	1,000			
7		債権者	20,000			

【郵便切手】

- ※1 債権者数が8名を超える場合は、84円切手を、債権者数+4の枚数にしてください。
- ※2 非招集型を希望する場合、債権者数が15名を超える時は、その超過分の2倍の84円切手を追加してください。(例:債権者20名→84円切手を10枚追加)
非招集型の管財事件は、千葉地裁本庁でのみ実施しています(令和5年4月時点)。
- ※3 債権者数が30名を超える時は、その超過分の84円切手を追加してください。
(例:債権者40名→84円切手を10枚追加)

【予納金】

- 予納金の分割納付の取扱いはありません。事前に申立代理人の手元で確保していただくようお願いいたします。
- 少額管財で同時申立ての関連事件がある場合、管財人引継分は、基本事件が20万円、関連事件が10万円です。(例:法人と代表者個人を同時申立て→法人:20万円 代表者個人:10万円)
- 具体的な予納金額は、事案に応じて増減することがあります。
- 少額管財は、申立代理人である弁護士と管財人との適切な役割分担という枠組みを利用することで管財人の負担軽減が可能という点に着目し、予納金の低額化を図ったものです。申立代理人においては、申立ての前後を通じてこの点にご留意ください(千葉地方裁判所民事第4部破産再生係『破産手続における管財業務の指針』4頁も参照。)

通 常 管 財 予 納 金 基 準 表

負債総額 (円) ※	法人	自然人
5000万未満	70万円	50万円
5000万～1億未満	100万円	80万円
1億～5億未満	200万円	150万円
5億～10億未満	300万円	250万円
10億～50億未満	400万円	
50億～100億未満	500万円	

※債権者申立における注意点
負債総額とは、特定の債権者に対する負債ではなく、他の債権者に対する分も含めた負債の総額です。